班回覧

野外焼却について

野外焼却について多くの苦情が寄せられています!

野外での焼却は、けむり、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為で、野焼きからの延焼による火災や、けむりを火災と見間違え消防車が出動する事例も発生しています。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

ごみの量が多い場合・・・

- ・机・タンス・家具などの大型ごみ
- トタンなどの粗大ごみ
- ・剪定した枝(50センチ以内に切り、束ねる)
- 転居や大掃除などで大量に出たごみ(分別すること)

福宗清掃工場、佐野清掃センタ

- ー、リサイクルプラザへ持ち込む
- か、有料収集を依頼

有料収集の場合・・・・・・

○ ゆうびクリーンサポート有限会社

23 080-8594-0829

平成13年4月から、一部例外を除き、ごみの野外焼却(野焼き)は廃棄物処理法で禁止されています。野外焼却は5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。(法人は3億円以下)

【裏面に続く】

ドラム缶や簡易焼却炉での焼却も違法です!

地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却、法で定められた基準を満たしていない焼却炉(簡易焼却炉等)などによるごみ焼却は、野外焼却と同様に罰則の対象になります。







× ドラム缶焼却



× 穴を掘っての焼却

野外焼却禁止の例外(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条)

| 条文 | 認められる場合 | 具体例 |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 第一号 | 国や地方公共団体がその施設の管理を行うた | ・河川管理者による草木等の焼却 |
| | めに必要な廃棄物の焼却 | ・海岸管理者による漂着物等の焼却 |
| 第二号 | 震災、風災害、火災、凍霜害、その他の災害 | ・災害時における木くずなどの焼却 |
| | の予防、応急対策または復旧のために必要な | ・火災予防訓練 |
| | 廃棄物の焼却 | |
| 第三号 | 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために | ・地域の行事における門松、しめ縄などの焼却 |
| | 必要な廃棄物の焼却 | (どんと焼きなど) |
| 第四号 | 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない | ・農業者による田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼 |
| | ものとして行われる廃棄物の焼却 | 却 |
| | | ・林業者による伐採枝の焼却 |
| 第五号 | たき火、その他日常生活を営む上で通常行わ | ・たき火 |
| | れる廃棄物の焼却であって軽微なもの | ・キャンプファイヤーなど |

例外となる廃棄物の焼却であっても、住民の方から苦情があれば、焼却行為の 中止をお願いする場合があります。